

○ 厚生労働省における外部の労働者等からの通報に対する事務手続に関する訓令（平成18年厚生労働省訓第11号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
第 1 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、労働基準監督署において通達「監督業務運営要領の改善について」（昭和39年4月20日付基発秘第5号）に規定する申告処理台帳に前項に掲げる所要の事項を記録する場合並びに厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課、有期・短時間労働課、職業生活両立課、在宅労働課フリーランス就業環境整備室及び都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において、雇用均等行政関係業務取扱要領に規定する均等法指導カード、育児法指導カード及びパート・有期法指導カード、労働施策総合推進法第八章（パワーハラスメント関係部分）業務取扱要領に規定する労推法指導カード、女性活躍推進法関係業務取扱要領に規定する女性活躍推進法指導カード並びに「<u>「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」施行後の指導等カード及び労働相談票の取扱いについて</u>」（令和6年10月30日付雇均在発1030第1号）に規定するフリーランス・事業者間取引適正化等法指導等カードに前項に掲げる所要の事項を記録する場合は、通報対象事実等整理票への記録を省略することができる。 別表第1（第2条第7項関係） <table><tr><th>組織</th><th>主管課</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>地方厚生（支）局</td><td>次に掲げる課又は室であって、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に係る事務を所掌するもの 一～三 （略） （削る）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	組織	主管課	（略）	（略）	地方厚生（支）局	次に掲げる課又は室であって、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に係る事務を所掌するもの 一～三 （略） （削る）	（略）	（略）	第 1 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、労働基準監督署において通達「監督業務運営要領の改善について」（昭和39年4月20日付基発秘第5号）に規定する申告処理台帳に前項に掲げる所要の事項を記録する場合は、通報対象事実等整理票への記録を省略することができる。 別表第1（第2条第7項関係） <table><tr><th>組織</th><th>主管課</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>地方厚生（支）局</td><td>次に掲げる課又は室であって、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に係る事務を所掌するもの 一～三 （略） <u>四 厚生労働省組織規則の規定により九州厚生局に置かれる沖縄分室</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	組織	主管課	（略）		地方厚生（支）局	次に掲げる課又は室であって、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に係る事務を所掌するもの 一～三 （略） <u>四 厚生労働省組織規則の規定により九州厚生局に置かれる沖縄分室</u>	（略）	
組織	主管課																
（略）	（略）																
地方厚生（支）局	次に掲げる課又は室であって、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に係る事務を所掌するもの 一～三 （略） （削る）																
（略）	（略）																
組織	主管課																
（略）																	
地方厚生（支）局	次に掲げる課又は室であって、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に係る事務を所掌するもの 一～三 （略） <u>四 厚生労働省組織規則の規定により九州厚生局に置かれる沖縄分室</u>																
（略）																	